

## 文京区議会9月議会一般質問一問一答全文掲載

クリックで該当ページへ飛べます

区長選挙を振り返り	2
災害級の猛暑への対応	2
区政は憲法や条約・法律等を根幹に	3
夏休み中の子どもの食について	4
家庭の経済格差が、子どもの体験格差に	6
障害のある子どもの「中1の壁」	6
不登校の子どもと保護者支援	8
校則について～標準服とは？	9
「チーム学校」の実現に向けて	9
柳町小学校内の育成室～公営と民営の処遇格差	10
学校の改修～体育館《避難所》の断熱化促進を	11
中学3年生向け冊子「ForYourGreatFuture」の見直し	13
子どもを性被害から守るためには「教育」を	14
性的な行為を目的に、子どもを手なずける「グルーミング」	15
性教育、家庭格差を埋め子どもに情報を届けるために	15
こどもの意見表明・参加の権利保障	16
学校で「子どもの権利」をどのように教えているか	18
子どもの命を守る学校の安全管理は専門家に	18
読書バリアフリー法～誰もが読書できる社会に	19
補助金の検証結果を分析し、さらなる活用を	20
ヤングケアラー・ひきこもりの所管について	21
高齢者のみ世帯の実態～社会的孤立化を防ぐには	22
傍聴可能な審議会・教育委員会定例会等のインターネット中継	23

## 区長選挙を振り返り

### Q 海津

在任20年に向けてスタートを切られた区長に、まずお伺いしたいことがあります。

私は、「政治は、弱者のため、声の小さきもののためにある」との信条をもって、この12年間務めてきました。

目の前の困っている人や悩んでいる人たちのことを、見慣れた風景にしてしまうことなく、自分事として解決にむけて対応していくのが政治だと思っています。

4月の区長選では、対立候補から区長に対して、「今の区政は弱者に寄り添う視点が欠如している」「多選の影響と言っても過言ではない」「この状況が続くことが区民にとって大きな損失につながる」との指摘もありました。

対立候補がおよそ2週間前の立候補にもかかわらず、絶対得票率で、区長の28.5%に対して、22.1%まで追いつけたのは、成澤区政への指摘に共感する区民が多かったのではないかと推測します。

区長は、なぜ「成澤区政は優しさが無い」といった指摘を受けたと省察されていますか。指摘は適切ではないと切り捨てるのか、あるいは、謙虚に受け止め今後どう改善されていくお考えか、伺います。

### A 区長

本年4月の区長選挙においては、区民の方から様々なご意見、ご指摘をいただきました。取り組んでいる施策として不十分な点、新たな視点での気づきなど、多様な声でありました。いただいた意見等を真摯に受け止め、今後の区政に活かしてまいります。

今後とも、多様な意見を集約し、議会とともに結論を出していく丁寧な区政運営に努め、対立する意見や様々な利害を調整し、区が抱える課題を着実に解決してまいります。

引き続き、迅速かつ柔軟に区政課題を解決していくことが不可欠であることから、解決すべき課題を的確に捉え、将来に渡って持続可能で豊かな地域社会を構築し、すべての区民の皆様「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と実感いただけるよう、全力で取り組んでまいります。

### 海津の考え

なぜ「成澤区政は優しさが無い」といった指摘を受けたと省察するかの質問に、「多様な声でありました」という曖昧な答弁です。施策の何が不十分な点と考えたのか、新たな視点とはどのようなことなのか。リーダーである区長が具体的なことを示すことが区職員の指針となり、「弱者に寄り添う視点」を持った文京区となっこそはじめて、「住んでいてよかった」「これからも住み続けたい」と区民が実感できると思います。

## 災害級の猛暑への対応

### Q 海津

今年は、災害級の暑さが続き、過酷な暑さは確実に区民の日常に影響しています。

エアコンを使用して適切な室温管理をすることは熱中症を防ぐ、まさに命に関わることです。しかし、

そもそもエアコンがない、あるいは、エアコンはあるものの電気代を気にして使用を控える世帯が少なくありません。

一方、区は熱中症予防としてエアコンの使用を呼び掛けていますが、実効性があるとは言えません。高齢者あんしん相談センター等とつながっていない世帯もあります。

古いエアコンで電力消費が大きいから使わない。買い替える経済的余裕がない。お風呂やシャワーも控え、水を浴びて過ごしている、と各家庭様々です。

認定NPO しんぐるまざあず・ふぉーらむの調査によると、ひとり親家庭の8割がエアコンの使用を控えているとのこと。

命を守るには、電気代、エアコン購入・買い替えの補助等を組み合わせ、速やかにエアコンを稼働し熱中症等を防ぐことが不可欠です。

憲法に定められた「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障することは、人命にも関わることです。

区長は、こうした人権について、どのように考えられていますか。災害級の暑さの中、「命に関わる」状況で、全世帯のエアコン使用実態を調査し把握できているのでしょうか。

今後も地球温暖化で災害級の猛暑はさらに過酷になる可能性も予測されます。最新のエアコン設置を推進することには、脱炭素社会へ向けた合理性もあると考えます。

区長の具体的な災害級の酷暑対策を伺います。

## A 区長

区民生活を守ること、区民一人ひとりの人権を尊重することは、行政の使命であり、区政を運営するうえで、最も重要なものと認識しております。

区では、全世帯へエアコン使用の実態調査は実施しておりませんが、熱中症予防の啓発活動に加え、高齢者あんしん相談センターや社会福祉協議会職員の戸別訪問による高齢者の健康状態の確認や、民生・児童委員による要支援者等の在宅状況確認など、地域で見守り取り組みを推進しております。

また、区民に対し、より省エネ性能の高いエアコン等への買換えを支援する、都の「東京ゼロエミポイント」制度についても周知し、活用を促しているところです。

今後とも、脱炭素も視野に入れた猛暑対策について、国や都の動向を注視しつつ、区民の暮らしを守る施策を推進してまいります。

## 海津の考え

「区民生活を守ること、区民一人ひとりの人権を尊重することは、行政の使命であり、区政を運営するうえで、最も重要なものと認識しております」ということは、とても大きな意味を持つことです。しかし、災害級の猛暑対策についての区長の答弁は、なんとも頼りない。

啓発活動や声掛け、見守りだけでは限界があり、環境を整備することが「区民の一人ひとりの命を守ること」、人権の尊重につながるはずですが、区長の答弁は、「都の制度を活用してください」という丸投げです。区として、主体的に災害級の酷暑対策に動く気概は伝わってきません。

## 区政は憲法や条約・法律等を根幹に

### Q 海津

区長は6月の所信表明で「自治体経営の責任者として新しい時代を切り拓くという強い気持ちをもって、すべての世代を支える施策の充実に全力で取り組む」と、明言されました。

そのためには、「誰ひとり取り残さずに、誰もが安心して暮らせる」ような地域社会の構築が必須です。

その際、根幹に据えるのが、憲法や条約、法律等であると考えます。

しかし、そうなっているとは言い難いのが現実です。例えば、7月に実施された「障害者児およびその家族が区長と区政を話し合う集い」において、医療的ケアを必要とする家族から「病児病後児の預かりについて医療的ケア児を含めてほしい」との要望が出されましたが、「施設づくりから難しい」との回答でした。障害者差別解消法では、障害を理由として障害者でないものと不当な差別的取り扱いをすることを禁じています。

さらに、医療的ケア児支援法では、各自治体に、医療的ケア児が家族の付き添いなしで希望する施設に通えるよう、看護師等の配置を行うといった必要な措置を求めています。

決裁まで取っている答弁で、どうして法律等に沿ったものになっていないのでしょうか。例えば、板橋区であれば、ユニバーサルデザインに基づき事業がなされているかどうかチェックする担当部署があります。区としてのチェック体制を伺います。

## A 区長

行政活動の根本的な原則は、法令等に基づく自治体経営を展開することであり、法令や条例等の法規範を遵守することが、不可欠であると認識しております。

障害者差別解消法における合理的配慮の提供の義務等や、医療的ケア児支援法における地方公共団体としての責務だけでなく、保育所や学校を設置する者としての責務を果たしていくためにも、効果的な施策や適切な支援を推進していく必要があると認識しております。

議員ご指摘の医療的ケア児の受け入れについては、令和3年度から、医療的ケア児支援連絡会において支援のための情報共有等を行い、支援体制の強化を図るとともに、4年度は、医療的ケア児の生活に関する調査を実施し、ニーズの把握に努めております。

今後とも、保育所や幼稚園、学校等において、受け入れ体制の強化に努めるとともに、引き続き、法の趣旨等を踏まえ、具体的場面や状況に応じながら、施策を進めてまいります。

また、施策の立案などにあたっては、それぞれの所管部署と法規担当部署が連携し、法令、条例等の適用関係について、多様な視点から適切に確認を行っております。

なお、ユニバーサルデザインについては、各部署において、その理念を踏まえて事業の構築に取り組んでおりますが、今後、他自治体の事例も参考とし、より適切な組織体制について検討してまいります。

## 海津の考え

医療的ケア児であることを理由に利用を断ることは、障害者差別解消法の不当な差別的取扱いの禁止に相当すると思いますので、区の法規担当部署も同意したとすれば大問題です。法規担当部署が連携し考えられたとは思えません。

医療的ケア児も含め、法律等に基づき、誰ひとり取り残さない事業実施を求めています。

そのためにも、障害を理由として、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしていないか引き続きチェックを重ねます。

## 夏休み中の子どもの食について

### Q 海津

こども家庭庁が6月28日に自治体向けに出した通知によると、「放課後児童健全育成事業」の基準及び運営指針において、「小学校における夏季等の長期休業期間中等に事業所として昼食等の食事提供することは妨げていない」とし、運営方針にあるように、食物アレルギーへの配慮や、感染症や食中毒の発生防止や発生時対応について定め、「長期休み中の食事提供について、地域の実情に応じた昼食提供」を呼び掛けています。



文京区として、育成室における長期休業中の食事提供について、6月議会での教育長答弁は「国の動向や他自治体の取組を参考に研究していく」でした。

通知を受けて、今どのような研究段階でしょうか。他自治体は、どのように課題を洗い出し、どのように乗り越え食事提供をしているのでしょうか、伺います。

子どもの貧困の視点からみると、給食がない夏休み中の食については、必ずしも小学校3年生までの問題ではありません。例えば、区が育成室の待機児童の受け皿にしている放課後全児童に通う子どもたち等々もいます。

子ども宅食等の食糧支援だけでは、望んでいないのに「一人」で食事をせざるを得ない子どもも出てきます。

食事は、子どもの命を支えるものであり、ともに食べる人がいることで安心感は変わります。

長期休暇中の食事は家庭の自己責任ではなく、夏休み等でも一日に一度は人と交わりながら食事ができるという選択を子どもたちができる福祉政策が必要ではないでしょうか。伺います。

## A 区長

区では、社会福祉協議会と連携し、子ども食堂の運営支援を行っており、家庭の事情により孤食等の状況にある子どもたちにとっての地域の居場所となるよう、取り組んでおります。

子ども食堂を通じ、長期休暇中においても、子どもたちの食生活を支え、地域で子どもを育み孤食を防ぐとともに、子どもたちの居場所の一つであり続けるよう、一層の支援強化に取り組んでまいります。

## 海津の考え

子ども食堂に一層の支援強化するのはよいのですが、子どもは社会で育てることからも、本来は、行政がやるべきことです。が、区には、どこか子ども食堂を運営してくださる方々の善意への甘えが見え隠れします。文京区が行っている、生活に厳しい子どもの家に食料等を届ける「こども宅食」は、人件費も含めた運営費に対して、文京区に寄せられたふるさと納税から支払われています。

一方、区は子ども食堂の運営を、あくまでも「ボランティア」という位置づけにしています。

しかし、善意だけでは続かないと思います。人手もお金も時間も足りないといったことにならないことが重要です。運営する大人の側がゆとりを持ち、子どもたちと関わるためのニーズに沿った支援体制の強化を求め、子どもが第三の居場所を日々選択できるように整備を目指します。

## A 教育長

こども家庭庁から発出された通知も踏まえ、長期休業中の食事の提供について、他自治体の事例等の研究に努めてまいりました。他自治体では、子育て家庭の負担や衛生面での対応等が課題となっており、民間事業者と連携することで、これらの課題に対応していると聞いております。

本区では、これまで、一つの育成室を除き、全ての育成室で父母会が主体となって、各育成室の状況に応じた食事の提供が行われてきたことや、各育成室での利用食数の状況などを勘案し、父母会等とも協議しながら、実施の可否について、丁寧に検討してまいります。

## 海津の考え

区は育成室の待機児童を解消する対策のひとつとして、放課後全児童向け事業の終了時間を18時半まで延長します。放課後全児童を居場所として過ごす児童の保護者にとってもまた、長期休業中の食事は負担になることがあると思います。育成室同様に昼食提供について検討を進めていくことを改めて要望します。

ちなみに、父母会等との協議は、食事提供の可否ではなく、どうしたら実施できるかについての協議であることを願っています。

## 家庭の経済格差が、子どもの体験格差に

### Q 海津

子ども時代の体験格差が成人後にも影響すると言われることから、家庭の経済力によって参加にハードルが生じないように配慮する重要性が増しています。

区が実施する子どもの宿泊体験等は、この体験の格差を埋めていくための手段となり得ます。

例えば、教育委員会は文京区サマーキャンプを実施し、就学援助や生活保護受給世帯には、参加費用の実費を支払い、就学援助世帯等の子どもも参加しやすくなるよう手段としてよく考えられています。一方、森林環境税約200万円を投入した「文京区つわのこどもキャンプ」は、参加費用の半額助成を希望する非課税世帯には、申込み時にわざわざ非課税証明書を提出させるというハードルを設けています。しかも半額でも1万円です。教育委員会と連携し、文京区サマーキャンプ同様に、就学援助や生活保護受給世帯には参加費用の実費を支払えばよいことです。

家庭の経済事情による子どもの体験の格差を埋めていくためには、組織横断的な連携が重要ですが、区全体の共通認識にしていけないことが見えてきます。

区が主催する子ども向けキャンプ等はすべての就学援助世帯等について支援を行うこと。また、定員を上回る応募があった場合には、就学援助や生活保護受給世帯等経済的に困窮する家庭の子どもを優先すること。そして、その後に抽選といった実施形態の見直しも重要だと思います。伺います。

同時に、補助金を交付している青少年健全育成会等が実施する行事に参加する就学援助や生活保護受給世帯の子どもへの実費支給も検討してはいかがでしょうか。

文京区内で実施されるあらゆる事業が子どもの体験の格差を埋めていくことを願っています。

### A 区長

区が実施する、子どもが参加する体験事業等において、経済的理由などによる参加機会の差の解消を図ることは、重要であると認識しております。

区では、各事業の実施の背景や主旨を鑑みながら、家庭の経済状況を踏まえ、参加費を援助するなど、子どもの体験機会の確保に取り組んでいるところです。

引き続き、経済的理由などによる体験格差の解消が図られるよう、参加者間の公平性等の確保にも配慮しながら、取り組んでまいります。

なお、体験格差の解消を目的とした更なる支援のあり方については、区が補助金を交付する団体等の実施事業への支援も含め、今後、研究してまいります。

### 海津の考え

貧困の現状にある子どもの成長を社会として支えていくためには、区の事業、補助金を投入するすべての事業の中で、常に意識して職員全体の共通認識が持たれるように要望していきます。

## 障害のある子どもの「中1の壁」

### Q 海津

教育長は6月議会の答弁で、小学校入学時に仕事と子育ての両立が難しくなる「小1の壁」の解消は、「重要な課題と認識している」と答弁されてます。育成室の待機児童解消には、「これまでにない新たな手法についても検討し、緊急対策としてとりまとめていく」と、はっきり宣言されました。

では、区長は、障害のある子が中学入学と同時に、保護者の子育てと仕事の両立が難しくなる「中1の壁」

については、重要な課題とは認識されているのか、いないのか、いかがでしょうか。伺います。  
中1の壁の対策を、小1の壁同様に緊急対策として取りまとめていくお考えはありますか。

子育て支援計画には、障害のある中学生以降の親の子育てと仕事の両立に向けた記載は一切ありません。総合戦略の「骨子及び主要課題（案）」の「就学児童の多様な放課後の居場所づくり」の項でも、小学校を卒業した子どもが、保護者の就労等によって安心して安全な場所を必要としていることにも一切触れられていません。

しかも、就学前なら幼児保育課、小学校在学中は児童青少年課といった、子どもの年齢に応じて、保護者の子育てと仕事の両立を支援する所管があります。が、障害のある中学生以降は、保護者の子育てと仕事の両立を支援する所管もありません。

関係する課が連携して相談するとしながらも、まるで保護者の自己責任で子育てと仕事の両立をがんばってください、と言わんばかりに、各課で押し付け合っているように映ります。

他部署と連携するにしても、所管が中心になって連携を図るべきです。所管を明確にし、総合戦略に「中一の壁」への対応も明記すべきと考えます。

子育てと仕事の両立は、区として何歳まで支援すべきと考えていますか。

小学校を卒業しても、保護者が仕事の間、育成室同様に安心して毎日通える場所が必要です。放課後等デイサービスの空きを探して綱渡りをするように日々違うところに通うことは子どもの最善の利益にも見合いません。区が実施する放課後等デイサービスへの助成等では、まったく問題解決に至りません。

本質が見えていないのだと思います。

## **A** 区長

まず、中学生以上の障害のある子どもの子育てと仕事の両立支援についてのお尋ねですが、中学生以上の障害のある子どもとその家族が抱える悩みを受け止め、子育てと仕事との両立が図れるよう、更なる取り組みが必要と考えており、身近な地域で安心して生活していくために、適切な療育の提供や障害特性等に応じた支援体制の整備を促進してまいります。

また、中学生以上の障害のある子どもの支援については、引き続き、福祉部が中心となって、庁内や関係機関等とも連携を図りながら、成長段階に応じた支援を行ってまいります。

なお、現在の「文の京」総合戦略においては、「子どもたちの成長に寄り添った支援体制や社会資源の整備が進められ、障害児等がそれぞれの状況に応じた必要な支援を受け、地域で安心した生活を送っている」姿を目指すとしております。次期総合戦略への記載については、引き続き、この考え方を踏襲し、「障害者・児計画」との整合も考慮しながら、検討してまいります。

## 海津の考え

「重要な課題」とも「緊急対策として取りまとめる」考えもなく、「まあ、やっていきますよ」という気のない答弁に感じます。

そもそも、「その家族が抱える悩みを受け止め」というのは、おかしいことです。安心して子育てと仕事の両立を図れる環境を整備するのは、区の責務です。

また、障害のある子の中学生以降の子育てと仕事の両立支援については、あくまでも障害児者施策で福祉の仕事だとの思いの強さを感じます。「障害がある」と冠が付くと「子ども」事業から排除するかのようなあり方は、インクルーシブな子ども施策を目指す社会の「障害」そのものだと思います。通常の子育てと仕事の両立の取組みの中で検討することを求めています。



## A 区長

次に、子育てと仕事の両立支援の対象となる年齢についてのお尋ねですが、区では、子育て家庭が仕事との両立を図り、多様な選択ができるよう、妊娠期から児童福祉法等における18歳未満までの児童とその家庭を支える取り組みを、組織横断的に推進しております。

引き続き、社会状況の変化も踏まえながら、安心して子育てと仕事の両立ができる環境の整備を進めてまいります。

### 海津の考え

文京区において、子育てと仕事の両立は子どもが18歳未満まで支援するとのことですが、区の実態はまだです。

18歳未満の家庭で、子育てと仕事の両立に支援が足りないということがあれば、何なりと区に相談するならば、いつでもご相談ください。区が、明言した一致した支援となるように必要なことがあればぜひ、区に求めてください。けして、わがままなことではありません。

お一人おひとりの実態から求める声が、誰にとっても子育てしやすい社会づくりの大きな力になります。

## 不登校の子どもと保護者支援

### Q 海津

不登校児童生徒はもちろんのこと、保護者が悩みを抱えて孤立しないように、適切な情報や支援を受けられるようにすることが重要です。

文科省は、不登校の子どもや保護者を支援する折には、教育委員会等の公的機関に加え、保護者の会といった相談機関や、不登校の子どもの学びの場所や居場所の情報を提供することを求めています。さらに、教育支援センターやフリースクール・フリースペース等々を整理して、施設の概要や連絡先、ホームページ等を掲載した冊子等をつくり、必要な情報をわかりやすく提示することを求めています。が、文京区では見当たりません。作成しないのですか。

また、教育センターは、担任や養護教諭、SC、SS等様々な専門スタッフが不登校の子ども自身や保護者と話し合う等して、「児童生徒理解・支援シート」を作成できているのでしょうか。組織的に支援していくためにも重要なものです。伺います。

### A 教育長

本年7月の国の通知も踏まえ、現在、不登校の相談先やふれあい教室の情報を掲載したリーフレットを作成しているところです。

また、ふれあい教室では、原則として、通室している児童・生徒について「児童生徒理解・支援シート」を作成しております。シートの作成は教育センター職員が行っておりますが、学校との共有を含め、組織的な支援に活用できるよう取り組んでまいります。

### 海津の考え

教育センターへの通室の有無にかかわらず、教育センター職員は、不登校のすべての子どもの声に耳を傾け、願いを聴き、その思いに基づき、保護者を含む担任や専門スタッフ等が多面的に理解・支援シートを作成しPDCAで実施することが責務です。理解・支援シートは、子どもの思いを「聴く」大人を増やしていくためにも重要な役割を持ちます。



## 校則について～標準服とは？

### Q 海津

義務教育は無償が原則です。文科省からは、通学用服等の学用品の購入は、経済的負担が過重にならないよう留意が求められています。文京区立中学校での「標準服」購入費用は、約3万円から、高いものは約6万5000円です。保護者の経済的負担は重いものがあります。

各校のHPに掲載された校則をみると、「標準服」を着用することを明記し、指導の対象となっています。そもそも、この「標準服」とは、実用日本語表現辞典によると、「学校等の組織において、所属者が着用することが望ましいとされる服装。ただし制服と異なり、常時着用の義務はなく、推奨されるに留まる」と解説しています。

辞典通りなら、校則に書かれる文章の表現は違ってくるのではないのでしょうか。

文京区立小学校は、私服を選択しています。小学生にふさわしい服装の答えが一つではないからだと思えます。中学生にふさわしい服装として標準服が合理的な範囲であるか疑問です。

制服は「所属意識を育む」と支持する人もいれば、私服のほうが「体温調整がしやすくなる」「自分で考えて決められる」「性自認にあった服を選びやすい」とメリットを挙げる人もいます。人の価値感様々です。

標準服を辞典通りの「推奨」にとどめ、着ても着なくてもよい、「選択ができる」という判断を、生徒自身や家庭にゆだねることについて、教育長はどのように考えられますか。伺います。

### A 教育長

標準服の在り方については、生徒会を中心に議論し、各学校・地域に合った形を模索しているところです。教育委員会としても、TP Oに合わせた服装選びなど、生徒が自己決定の機会をもつことは重要であると認識しており、標準服の在り方については、引き続き、広く検討していく必要があると考えております。

### 海津の考え

校則で「標準服」の着用を義務付けられている子どもたちは、仮に、入試で「標準服」と「制服」の違いを問われたら、「違いを答えられない」と思うのです。

今後、区立中学校10校は、「標準服」のあり方をどのように検討していくのか。第一歩として、子どもたちに、標準服と制服の違いを合理的に説明していくことを願っています。

## 「チーム学校」の実現に向けて

### Q 海津

教職員の人材確保が非常に難しくなっている中、学校における抜本的な業務改善は待ったなしです。昨年度、文京区立小中学校幼稚園では、全教職員836人中、心因的な理由等によって36人が病気休暇を取得し、17人が離職しました。

背景には、多様な保護者ニーズへの対応、いじめ、不登校、GIGAスクール構想、個別最適な学び等、教職員の業務の多様化、長時間化があります。

教員の負担軽減のためには、特別支援教育担当指導員や時間講師、ICT支援員、SC.SSW、学校図書館司書等の常勤化に向けた取り組みが欠かせません。さらには、人材確保にむけて待遇を改善することも急務です。SSWの待遇面では、他自治体と1カ月5万円の開きがある事例もあります。

「チーム学校」として、個別最適な学びの保障に向け、教員が授業改善や教材作成に力を注げる環境整備が急務です。

教員の長時間業務について、教員が担うべき業務やそうでない業務を具体的にどう改善していくのか、伺います。

## A 教育長

教員が担うべき業務である授業や学習指導については、会計年度任用講師が授業の一部を担うことで教員の負担を軽減しております。また、授業準備、学習評価や成績処理などについても、スクールサポートスタッフを配置することで、負担軽減を図っております。

加えて、ICT 支援員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフを配置し、チーム学校として、より効果的な指導や対応に努めております。

また、必ずしも教員が担う必要のない業務である部活動については、部活動指導員や補助員が顧問に代わって技術指導や大会引率等を行っております。

これら多くの人材を学校に配置することで、教員が本来の業務に専念し、チーム学校として、教育活動を進められるよう職場環境を整えてまいりました。引き続き、保護者・地域からの理解と協力のもと、学校における業務改善をさらに進めてまいります。また、人的支援の拡充と処遇面での改善について検討することにより、子どもたちに質の高い学びを提供できるよう努めてまいります。

## 海津の考え

人的支援の拡充につなげるためには、処遇面の改善が急務です。

さらには、教員の少なからずが、SC や SSW、学校図書館司書等の専門スタッフとどのように連携をしていけばよいのか、わかっていない。だからか、チャレンジもしない結果、「チーム学校」として効果的な指導や対応につなげていない、という現状もあります。

モデル校などを設定し、専門スタッフと教員がチーム学校としての連携について共通理解をはかることを求めています。

## 柳町小学校内の育成室～公営と民営の処遇格差

### Q 海津

柳町小の2期工事では、育成室4室と児童館を整備することになっています。

運営は、児童館は公設公営、育成室は公設公営2室、公設民営2室としています。

が、共有のホールを囲んで配置する育成室4室を、公営2室と民営2室で円滑に運営できるのでしょうか。同一労働でありながら、処遇には格差があります。

幼保一元園の柳町こどもの森では、幼稚園教員と保育士との不合理な待遇差が生じ続け、区は幼稚園型認定こども園化に伴い、全職員を幼稚園教員にすることを決定しました。

柳町小内に開設する育成室の運営について、同一労働同一賃金をどのように担保していくか、伺います。

## A 教育長

同一労働・同一賃金は、同一企業・同一団体内における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の待遇差の解消を目指すものであり、ご指摘の内容は当たらないものと認識しておりますが、改築後の柳町小学校内の育成室においても、育成室4室で定期的に打合せを行うことなどにより、円滑な運営となるよう、努めてまいります。

## 海津の考え

厚生労働省のガイドライン上は、確かに、同一企業・同一団体内ではないから、同一労働・同一賃金は問題には当たらない、ということになります。

しかし、同じ空間で、

公設公営 公設民営 同等の基準で職員を配置

公設公営 公設民営 どちらも施設の権限、責任を区が持つ

公設公営 公設運営 運営については、公営は区、民営は委託した事業者

上記の条件を考えると、納得感は得られません。

同じ場所で食事やおやつを食べるホールを共有して囲む育成室4室を、公営2室、民営2室に分かれた運営が、定期的な打ち合わせだけで、子どもたちの最善の利益を守る居場所提供ができるのか、疑問が残ります。

行事等も公営と民営とは違いもある中、同じ場所を第二の家庭として過ごす子どもたちの安心につながると思えません。

## 学校の改修～体育館《避難所》の断熱化促進を

### Q 海津

断熱化を進めることで光熱費を約40%節約できるとも言われる中、文京区としても公共施設の断熱化に踏み出していますが、断熱改修はまだこれからです。学校の耐震化と同様に、断熱化は命にかかわる問題です。

いつ起きるかもしれない大震災。災害級の猛暑が同時におこれば、断熱化されていない避難所では、暑さ負荷が溜まり助かった命が脅かされかねません。

子どもたちの日常にも影響があります。熱中症にかかるのは、室内がもっとも多く、暑さは心臓や呼吸器等の基礎疾患にも影響します。

改築中、建て替えが決まっている千駄木、小日向台町小を除き、断熱改修を必要とする体育館は何校あるでしょうか。

また、その改修完了は何年までを目途にするのでしょうか。

体育館の断熱改修は子どもから高齢者まで区民の命を守るために、「今、打てる手」であり、早急に行う必要があると考えます。伺います。

誠之小では、1期工事が終わったものの、教室不足で設置した仮設校舎は、エアコンが入っていても暑さで勉強に身が入らないとの声を聴きます。本校舎も階段の窓が全面ガラス張りのため廊下等の気温が非常に高く、教室は廊下より多少涼しい程度です。

深刻な暑さに対応できない設計が今後も続くのでしょうか。伺います。

また、無断熱の教室はエアコンの利きが悪く、学習環境の向上にはつながらず、上がるのは電気代ばかりです。無断熱の教室を抱える学校は小中それぞれ何校ですか、伺います。

学校改修に関連して。

小中学校の職員室は今やどこも手狭になり本来なら職員室で交わせる子ども関連の情報共有も難しい状況です。職員室はチーム学校の中核です。校舎内に比較的ゆとりのある中学校からでも職員室の改修に踏み出すべきと考えます。伺います。

また、誠之小は、1期工事が終わりすでに職員室は目一杯です。2期工事終了後には改善されるという認識でよいのでしょうか。伺います。

改築中の学校は、不登校の子どもの居場所となる「学びの架け橋」や、SSWの相談室等、これからの時代に適応する教室スペースを2期工事終了時には確保できるという理解でよいでしょうか。伺います。

## A 教育長

次に、学校施設の断熱化についてのお尋ねですが、

壁や天井の一部が断熱化されていない体育館は、小学校8校、中学校6校の計14校、教室棟は、小学校13校、中学校8校の計21校です。

学校施設の断熱化は、児童・生徒等の健康を守る点においても、また、省エネルギー対策としても、重要なものと認識しております。

そのため、本年度から実施している関口台町小学校の体育館外壁改修工事においては、外壁の高断熱化や断熱性の高いサッシへの改修などを行っております。あわせて、現在進めている増改築や、特別教室の改修では、断熱性の向上も設計の要件に含めて検討を行っております。

今後の学校施設の断熱化については、これら先行事例をふまえ検討し、増改築や改修・修繕等、学校施設の整備にあわせ、「文の京」総合戦略に基づき、計画的に進めてまいります。

なお、誠之小学校の仮設校舎は、空調機器を増強するなどの対策を行っており、階段室は、適宜日差しを調整できるようカーテン等の設置を予定しております。

次に、職員室の改修等についてのお尋ねですが、

より良い職場環境を確保するため、職員室等の改修が必要なことは認識しているところです。

現在、児童数の増加及び義務教育標準法の改正に伴う学級編制に対応するため、児童等の学習環境の整備を優先して進めているところですが、施設の状況や緊急度等を考慮したうえで、職員室の改修についても、順次検討してまいります。

また、改築中の誠之小学校については、2期工事竣工後、確実に普通教室が確保できるよう、地域の児童数の状況を注視してまいります。あわせて、教職員の職場環境についても適切に対応してまいります。

なお、並行して改築を進めている柳町小学校や明化小学校につきましては、学校等と協議の上、ワークスペース等、多目的に活用できる諸室を確保した計画となっております。

## 海津の考え

公共施設の断熱性や気密性を向上させることは、少なくとも平成22年、13年前から区の方針として決定していました。しかし、なぜ、これほど着手されてこなかったのか疑問です。

今後は高断熱化等をどのように進めるのか、委員会で質疑し、1校でも早く断熱改修が進むように英知を結集して当たっていただくように求めていきます。

また、職員室について、誠之小の2期工事竣工後、「適切」に職員室環境を整備できるということは、今のままでは想像が尽きません。そもそもが、各学年3クラス+少人数対応=4教室で設計されましたが、すでに5クラスの学年もあり、特別教室を転用しているほどです。

学びの架け橋やSSWの控室を、必要があるからこそ設置したはずのワークスペース等をつぶして確保しようとする考えにも違和感を覚えます。

現在、改築中の誠之、明化、柳町小については、2期工事中に図面の見直しをしていくことが不可欠だと思えます。



### Q 海津

中学3年生向け冊子「ForYourGreatFuture」は、初版からすでに8年が過ぎており見直しが必須です。例えば、男子は「キスをしたい」「セックスをしたい」という自分の一方的な欲求を、相手にぶつけて傷つけないように注意しましょう」との記載は、既に7月から施行されている改正刑法では不同意性交等罪にあたり、明確な犯罪です。誤解を生じかねず改定が急務です。

また、中絶については、人口妊娠中絶について外科的な手術の記載のみで、WHO が最も安全な方法として推奨している経口中絶薬の情報は書かれていません。

さらに、性感染症や中絶のリスクについての記載では、性行為そのものについての記載がなく、具体的な性知識は避けられた内容で、性暴力や人権侵害であり、妊娠にもつながる可能性があることが伝わられません。結果、性について書かれていないことで、性に関する悩みがあっても、「言い出しにくくなり」、性被害や性感染症等が深刻化してしまうことも想定すべきです。

「困ったら大人に相談しよう」という項目では、「あなたたちのことをいちばん大切に思っているのはお父さん、お母さんです。困ったことがあったら、まずは親に相談しましょう。どうしても相談することができない場合は、学校の先生、養護教諭、または下記の専門窓口にご相談してください」と書かれています。

相談のハードルをあげているとしか思えません。親との問題を抱えている等、家庭が安全な場所でない子どももいます。虐待をうける子どもは「大切に思っている親だからこそ、自分のために思って暴力等を振るわれる」と考えることすらあります。

そうしたことも想像して考えられた文章でしょうか。大切なことは、「家族や周りの大人に相談できなくても、専門窓口にご相談してください」と、伝えることです。

さらには、冒頭の「中学生のみなさんへ」と書かれたメッセージの中では、「いまの自分を大切にしないと将来パートナーとの間に赤ちゃんがほしいと思ったときに、なかなか赤ちゃんができずにつらい思いをするかもしれません」と綴られており脅しにすら感じます。

妊娠しないことには様々な要因があり、妊娠できないときに「自分が悪い」と感じさせてしまう可能性も否認できません。削除すべきと考えます。

他にも、「性自認および性的指向に関する対応指針」を持ちながら、性感染症のイラストに示されるパートナーはすべて異性同士で、対応指針を理解した絵にはなっていません。

区長が願っているのは、思春期の体や栄養のこと等について、正しい知識を身につけ、心も身体も傷つくことなく健やかに育ってもらうことではないでしょうか。伺います。

修正をどのように実施し、中学3年生に配布するのでしょうか。

### A 区長

心身ともに大きく成長する時期である中学生が、思春期の身体や栄養のこと、妊娠や出産について正しく理解し、自分の健康を大切に考えることは、重要であると考えております。

本冊子は、子どもを望むすべての区民が、安心して子どもを産み育てられることを目指す、「ぶんきょうハッピーベビープロジェクト」の一環として、中学生に知っておいてほしい知識や情報を分かりやすく伝えることを目的に、作成したものです。

引き続き、教育委員会とも協議しながら、時代や社会の変化に伴う表現方法や情報等の見直しを図ったうえで、区立中学3年生に配布してまいります。

区が中学生に知っておいてほしい知識や情報と、中学生が知りたいと思っている「最新の情報」に乖離があること。

また、担当課にヒアリングをすると、この冊子は「妊娠・出産」について知ってもらうのが目的だとのことですが、「望まない妊娠」を避ける、そのときにどうすればいいのか、といった子どもの不安に、最新の情報も備えて応える冊子でなければならないはずです。子どもの視点にたった見直しが実施されるか注視していきます。

## 子どもを性被害から守るためには「教育」を

### Q 海津

インターネットの普及が進んだ現代において、特に子どもや若者が性に関する歪んだ情報や露骨な性的情報にさらされていることから、子どもを性被害から守るための「教育」の役割が大きいと考えます。今年度から正式にスタートした「命の安全教育」では「性犯罪の加害者にならない。被害者にならない。傍観者にならない」ことを目指しています

一方、現場の先生たちの中には「命の安全教育」を知らない先生もいます。また「性を取り扱い子どもに伝えるノウハウもない」ため、動画等の教材を流して終わり、といった内容に実効性への疑問の声もあります。

さいたま市は、学校で実施される「命の安全教育」は、「性交」については扱わないため、「充実した性教育とは言えません」と言い切っています。

そこで同市は、子どもや若者が人生で責任ある選択をするための、知識やスキルを学ぶことが重要とし、生殖器官や妊娠に関する教育だけでなく、性行為や避妊、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止等も含めた「包括的な性教育」の周知を市民に向けて努めています。

区長は、包括的な性教育の重要性をどのように認識されていますか。伺います。

子どもが包括的な性教育を受ける権利は、基本的人権の一つとされています。

予算の根拠ともなる総合戦略の主要課題である「人権と多様性を尊重する社会の実現」の中に、「包括的な性教育」について、子どもを含む区民への周知を明記することが重要だと思います。伺います。明記しない消極的な理由があれば教えてください。

### A 区長

UNESCO（ユネスコ）が定義する包括的性教育においては、性や生殖だけでなく、人間関係や人権、ジェンダー、暴力と安全確保、健康とウェルビーイングなど、8つのキーコンセプトを掲げ、性の多様性などについてより幅広く学ぶという、人権尊重を基盤としており、その重要性は増してきているものと認識しております。区では、「性と生殖に関する健康と権利」などに関し、男女平等センターでの啓発事業や、ピア・アクティビスト育成事業等を通じ、区民の学びの機会の提供に努めているほか、人権やジェンダー、多様性など、それぞれの視点で周知啓発などに取り組んでおり、「文の京」総合戦略においても、各施策において、取り組むべきものと捉えているところです。

包括的性教育に、区としてどのように取り組んでいくかについては、今後、総合戦略等への記載も含めて、研究してまいります。

## 海津の考え

子どもは、子どもの権利条約によって、子どもの社会面、精神面及び道德面の福祉並びに心身の健康の促進を目的とした情報を「入手、利用する権利」が約束されています。つまり、子どもが包括的な性教育を受けることは権利として保障されていることです。

また、性被害を受けたときに、性教育を受けていなかったから「性被害を受けたのかさえ分からなかった」という事例もあります。

区として、一日も早く子どもたちに包括的な性教育を届けることを願っています。

## 性的な行為を目的に、子どもを手なずける「グルーミング」

### Q 海津

ジャニーズ事務所、ジャニー喜多川初代社長による児童への性的虐待の報道から、性的な行為を目的に、子どもを手なずける「グルーミング」が広く知られるようになりました。

性犯罪法の改正において、甘い言葉で誘ったり、脅したり等して会うことを要求したり、性的な部位を露出した姿等の写真や動画を撮影して送るように要求すること等を禁じる、いわゆるグルーミング罪が新設されました。

専門家は「子どもは性的な目的のために親切にされているかどうかを見極められない」。「加害者が、学校や塾、習い事の先生なら保護者からも信頼を集めるケースも高い」と指摘します。

子どもたち自身にはもちろんのこと、保護者もグルーミングについて広く知ることが重要とされています。区在住のすべての子どもを加害者にも被害者にもしないため、グルーミングをどのように教えていくのか、保護者等に周知していくのか。伺います。

### A 区長

子どもや若者が性被害にあうことはあってはならないことであり、区では、男女平等参画推進計画において、子ども・若者に対する暴力の根絶に向けた4つの取り組みを位置づけ、各種啓発事業を行ってまいりました。

こうした啓発事業の中で、「グルーミング」に関しても、触れるべきテーマとして、今後、検討してまいります。

## 海津の考え

心の殺人ともいわれる性暴力。優しくし、信頼させ、その先で性加害を企てるグルーミングがあることを、子ども、保護者への理解・周知が急がれます。専門家と連携し様々な側面から、子どもにわかりやすい、伝わる言葉で伝えられているか注視していきます。

## 性教育、家庭格差を埋め子どもに情報を届けるために

### Q 海津

学習指導要領に「妊娠の経過は取り扱わないものとする」という一文があり、性交について教えることは、多くの学校現場で避けられています。

しかし、学習指導要領は、すべての児童生徒に対して指導する必要がある「最低基準」にすぎません。

「各校でその必要性があると判断すれば、指導することができる」との見解を文科省は示しています。ただし、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を得ること、保護者の理解を得ること、との留意点が設けられています。

現在、文京区立学校において、性交についての学習機会がないのはなぜでしょう。

保護者の理解が得られないのでしょうか。

ちなみに、中学生学習指導要領解説では、中学3年生では、性感染症の予防において「コンドームをつかうこと等が有効であることを触れるようにする」とされています。

性交についての学習機会がなく、また、コンドームの使用が有効であることは教えるものの、コンドームの使用法については教えることはない、というのが現状です。

性交についてまったく触れずに、子どもたちが理解できるのか大いに疑問を持ちます。

子どもへの性教育もまた、家庭によって格差が生じます。専門家は、「私たちには性を楽しむ権利がありますが、それにはリスクも伴います。年齢や気持ちに合わせて性を安全に楽しむためにはどうすればよいか、どのような情報が必要か」の教育の重要性を指摘します。また、同意とは何か、相手に愛情を伝えるための適切な触れ方について考えたりする教育は、加害を生まないようにするためにも役割としてあるとのこと。

区は、子どもを養育する家庭の生活実態、子育ての状況等を把握するために実施する子ども支援実態調査の中で、性交も含む包括的な性教育を義務教育の発達段階に応じて教えてほしいかどうか、保護者・子ども自身への質問を項目に加えてはどうか。伺います。

## A 区長

包括的性教育を義務教育に加えていくことは様々な意見があり、扱い方は慎重に検討すべきものであるため、現時点で、調査項目に加える考えはございません。

### 海津の考え

今回の区長の答弁には一貫性がありません。

次の質問の答弁では、子どもの意見を尊重することを重視しています。が、性交を含む包括的性教育には様々な意見があり、慎重にすべきだから聞かない、とのこと。矛盾しています。様々な意見があるからこそ、当事者の声をしっかりと聴くのが重要であり、子どもの意見表明権の意味を理解した自治体と言えらと思います。

## こどもの意見表明・参加の権利保障

### Q 海津

自治体として、子どもの意見を反映させるために必要な措置を講ずることが求められています。他自治体では、こども基本法の施行前から、子ども権利条約に基づき、子どもに関わることについて、子どもからも意見を聴く仕組みを整備して来ています。

一方、文京区は、国から示される子ども大綱を踏まえ、デジタルツールの活用等、子どもの意見を反映する手法について「検討する」ととどまっている段階で、学校や教育以外の場面においては、子どもの参加を保障し、意見を尊重していく仕組みがないという後進ぶりです。

例えば、子どもにとって、文京区の「まちづくり」もまた、自分に関わることです。ところが、指針となる「都



市マスタープランの見直し」において、子どもの意見を聴いたとは言い難いものがあります。都市マスタープランに限らず、子どもたちが望む「まち」とはどのようなことなのか、子どもが積極的に関わられるよう参加の機会を創り出し、決定過程で子どもの意見を反映した「まちづくり」を行う仕組みづくりが不可欠だと思います。

こども権利条例策定の検討中だから、これらの課題を放置してよいことではありません。こども大綱を待つまでもありません。

憲法、子ども権利条約、こども基本法に基づき、子どもを社会の一員として、また、権利の主体として、意見を尊重する仕組みを全ての取組の基礎とすべきと考えますがいかがでしょうか。伺います。

また、すべての施策等を子どもにわかりやすく説明責任を果たすことはお考えでしょうか。子どもにわかりやすいものは、すべての区民にもわかりやすいものになるはずですよ。

総合戦略の戦略点検シートにおいて子どもに関わる事業の点検・分析においては「子どもの意見」を聴くことを、明確にするべきです。伺います。

また現実には、子どもの権利が侵害される場合があります。子どもを守るためには、子どもが不安を感じたとき安心して自分の思いを口にして相談できる窓口、そして、調査も行い、子どもを救済するため、区として第三者機関の設置が必要と考え、予算の根拠となる総合戦略に明記すべきと考えます。伺います。

## A 区長

まず、子どもの意見を取り入れる仕組み等についてのお尋ねですが、「子ども基本法」や「子ども・若者育成支援推進法」等に示されているように、子どもや若者に関する施策を進めるにあたり、当事者である子どもや若者の目線に立ち、意見を尊重し、施策に取り入れていくことは、重要であると認識しております。

本区においては、これまでも、子育て支援計画等の策定にあたって、子ども本人への実態調査を行い、子どもの意見を各施策へ反映しております。

今後、「文の京」総合戦略の進行管理も含め、子どもや若者の意見を取り入れられるよう、引き続き、新たな仕組みについて、検討してまいります。

また、各施策を実施する上で、事業の目的や内容を誰に対してもわかりやすく説明することは、行政運営の基本であり、今後も、子ども目線にたった分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に、第三者機関の設置等についてのお尋ねですが、区では、様々な困難や悩み事を抱える子ども達の相談窓口として、子ども応援サポート室の設置や、子どもの利益を守るための法律相談など、より多くの子どもが相談につながるよう、体制を整えております。また、虐待対応を含め、子どもを権利侵害から守るため、要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有と調査により、関係機関が連携して、子どもに寄り添った救済、支援を行っております。

そのため、現時点では、第三者機関を設置する考えはございませんが、関係機関との密接な連携を図りながら、「子どもの最善の利益の実現」に取り組んでまいります。

## 海津の考え

独立した立場で、子どもの声を聴き、子どもが声をあげたときに丁寧に耳を傾け、子どもの選択等を支援していく「こども意見表明支援員」の導入が、児童福祉法改正で来年4月から努力義務となっています。にもかかわらず、この答弁には驚きです。

そもそも「子どもに寄り添った救済、支援を行っている」という区の自負はどこから来るのか。怖さを感じます。寄り添いきれていないかともいう、謙虚さをもってこそ、子どもも声を上げやすくなるのかと思います。

「子ども意見表明支援員」を導入の観点からも第三者機関の設置は、不可欠なことです。

## 学校で「子どもの権利」をどのように教えているか

### Q 海津

学校では、子どもの権利について、どのように教えているのでしょうか。

子どもの権利もまた、全ての人権と同様いかなる条件も伴いません。すべての子どもが無条件にもっているものです。義務を果たさないからと言ってはく奪されるものではありません。

しかし、昨年3月、子ども支援のNGOが現役の小中高の教員を対象に子どもの権利について調査を行ったところ、「子どもは義務や責任を果たすことで権利を行使することができる」と誤った認識を持つ教員が27.6%もいました。

そもそも2「権利と義務」のことを、どのように子どもたちに教えているのでしょうか。

教育委員会として、教員ならわかっているはずという前提では、子どもに「義務や責任を果たさなければ権利はない」「権利を主張する前に義務を果たせ」といった「誤った刷り込み」を子どもに与える可能性もあります。

教育委員会として、子どもたちの権利と義務について、どのように教えようと考えているのか。伺います。

### A 教育長

「権利とは義務を果たして与えられるものではなく、生まれながらにして持っているものである」と認識しております。

子どもたちは、成長とともに、できることが増え、自分だけでなく、みんなが気持ちよく安心して過ごすために、発達段階に即して、きまりやマナー、モラルなどを学んでいきます。そして、徐々に自ら果たす義務についての理解を深めていくものと考えております。

児童・生徒が対話的な学びから、互いの権利を尊重し合うことや、自らできる義務を果たすことが大切であることを理解するよう、人権教育や道徳科の授業を含め、学校の教育活動全体の中で、教育を進めております。

また、教員が権利や義務について正しく認識した上で授業や生活指導等を行うことができるよう、子どもの権利条約、こども基本法等に関する研修を実施し、理解の促進に努めてまいります。

### 海津の考え

「権利」と「義務」について、子どもたちが現状、どのように認識しているのかも気にかかるところです。研修が、教員の認識がアップデートされる結果を生み出せたか、注視していきます。

## 子どもの命を守る学校の安全管理は専門家に

### Q 海津

学校内で事故が起きないように、学校の安全点検は、学期ごとに各学校で行うことが定められています。安全を見極めるには、専門的な知識も不可欠ですが、点検の多くは専門家ではない教職員に委ねられています。

学校の管理下で命を落とした子どもたちの状況を分析した調査によると、そっくりな事故いわゆる「コピペ事故」が繰り返し起きていることがわかっています。

学校の施設や設備からどんな危険が予知できるか、学校施設等のリスク管理の専門家に委託すること

が一考と考えます。

事故が起こってからの対応を考える危機管理ではなく、事故が起きないように予防するリスク管理は、区としての重要な役目でもあるはずです。伺います。

## A 教育長

学校における事故を防ぐためには、「安全教育」と「安全管理」を一体的に展開することが重要と考えております。

そのため、子ども自らが主体的に危険回避の行動がとれるよう、日頃からの「安全教育」の充実に努めております。

また、「安全管理」の面では、日常的に子どもと接している教職員の視点に加え、教職員以外、複数の視点から学校の安全を点検することも大切と考えております。保護者、地域の協力のもと、多様な視点から、学校の安全管理に取り組んでまいります。さらに、事故の未然防止に加え、事故発生時における的確な対処を組織的に講じられるよう、体制を整備することも重要となります。学校、家庭、警察、消防等、地域の関係機関と協力し、地域ぐるみで子どもの安全を守り、安心して学校生活を送れるよう環境を整えてまいります。

## 海津の考え

教員が施設の安全基準として例えば、「子どもたちには常日頃から指導しているので窓際の柵に乗ったりしない」「だから大丈夫」ということでも、専門家の視点からみると「指導を必ず守る子どもばかりではない」ので、窓の前に柵があるところの窓は、開かないようにする等の対策を立てると聴きます。専門家の知見も十分に活用して、子どもたちの安全管理を図っていくことが重要です。

## 読書バリアフリー法～誰もが読書できる社会に

### Q 海津

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律、読書バリアフリー法がスタートして丸4年。区立図書館で利用できる本は、どのように広げ、区としては何を意識しているのでしょうか。

学校図書館は、著作権法37条に基づき、視覚障害や肢体不自由、知的障害、発達障害等、読むことやページをめくることが困難な子どもへの情報保障としています。学校図書館司書等は専門性をもって、子どものニーズにあった図書や学習教材を子どもたちに届けているのでしょうか。伺います。

## A 教育長

区立図書館では、読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、障害の有無にかかわらず、誰もが読書を楽しむことができる環境を整備するため、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録音図書等、多様な資料の貸出を行っています。

また、学校図書館では、司書教諭や学校図書館支援員の専門性を活かし、特別な支援を必要とする子どものニーズ及び特性を踏まえたLLブック等の資料提供や、発達段階に応じた本の読み聞かせを行っています。

今後とも、読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、障害のある方の読書環境を整備するため、区立図書館及び学校図書館における資料の充実に取り組んでまいります。



誰もが読書等を楽しめるように、当事者の声を丁寧に聴きとり、現状の貸出について省察することを忘れずに、資料を拡充していくことを願っています。

また、「個別最適な学び」の提供が求められる中、担任と学校図書館司書が連携し、子どもの特性に応じた教材を提供するのが重要です。が、学校現場では、まだまだ学校図書館司書と連携しての個々に応じた教材を提供した授業づくりが不慣れだからか、活用が浸透していません。学校図書館司書との連携した授業づくりをモデル校で実践していくなどして、どの学校でも実践できるように求めていきます。

## 補助金の検証結果を分析し、さらなる活用を

### Q 海津

補助金に関するガイドラインを改定し、5年が過ぎました。この間、複雑化・多様化した課題がますます増加する中、補助金の検証を実施されています。

例えば、法人理事者等の人件費の補助では「人件費を補助することにより、事業所の安定的事業運営が図られ、法人全体の事業を円滑に実施することができた」。家賃補助では、「賃料が高額な文京区において保育所を誘致することができ、待機児童を減らすことができた」。保育従事職員用の宿舍の借り上げへの補助では「保育士の定着に寄与している」。延長保育事業等の運営補助金給付では「利用者負担の軽減と保育サービス向上の一助となっている」。等々の効果があげられています。

効果のあった補助金であれば、他分野でも区民ニーズの高い活動に対しては、人件費や賃借料を補助すべきですが、ありません。

福祉医療機構が障害福祉サービス事業所等に実施した「人材確保に関する」調査では、人員が「不足している」との回答が50.2%を占めています。人員確保が難しい要因として一番多い回答が「他産業より低い賃金水準」で56%です。

障害のある子ども子どもであり、保育園等と同じ児童福祉法に基づく障害児施設に待機児童が多数いるにも関わらず、保育園等のような障害児福祉事業者への補助はありません。

障害のある子のきょうだいがなりがちなヤングケアラーの支援にもなるものです。

待機児童対応のために、保育園等に対しては最善を尽くすのに、障害児とその家族は故意に放置しているかのように見えます。

保育園等のように、障害のある子の待機児童解消に向けて、なぜ補助をしないのか、説明責任も果たされていません。

区は補助金について、区民ニーズに照らして効果的かつ有効に執行することを考えている、としています。現状には不合理感が拭えません。合理的な説明をお願いします。

3月の地域包括ケア推進委員会では、人材確保という観点から、保育と介護への補助金とでは雲泥の差があると指摘がされ、区に対して、介助事業者へ補助金を出す要望も出ています。区は、予算の中でしっかり対応したいと答弁していますが、どうなったのでしょうか。

また、介護保険における家族介護者支援は、「地域支援事業」に位置づけられています。しかし、文京区は介護する人を支援しようとする気がどこまであるのか疑問です。

文京区内の高齢者事業所等の利用者は夕方5時前後には帰宅することから、家族からは介護離職を防ぐためにも、時間延長による夕食の提供等の要望があります。



保育園等の延長保育等の補助金の支出同様に行えば、家族介護者の支えにもなります。サービスの質も落とさずに実施できるのではないのでしょうか。伺います。

## A 区長

まず、障害福祉事業者への支援についてのお尋ねですが、区では、障害児通所支援事業所である児童発達支援及び放課後等デイサービスの整備に対し、開所費用等の整備費の補助制度を設けております。これらの施設整備においては、保育所と同様に、人材確保、場所の確保、地域との調整等の課題があることは、認識しております。

今後、放課後等デイサービス等の整備の一層の促進を図るため、より効果的な補助について、先進自治体の取り組み等も参考に、検討してまいります。

なお、令和6年度国の施策及び予算に関する要望において、福祉基盤整備に対する財政支援の拡充や福祉人材の確保、育成及び処遇改善のための財源の確保について要望しております。

次に、介護サービス事業者への支援についてのお尋ねですが、区では、介護を担う人材の確保のため、宿舎借上げ経費、従事職員への住宅費、研修受講費の補助を実施してまいりました。介護保険制度では、介護報酬及び利用者負担分による収益に基づいて、事業所において事業運営を行っているところであり、人件費についても介護報酬に含まれております。このため、制度の根幹となる介護報酬に上乗せする補助は、区として考えておりません。

一方で、介護を担う人材の確保は、全国的に重要かつ喫緊の課題であるとともに、本区としても、更なる工夫が求められていると認識しております。

引き続き、区内事業者の意見を伺うとともに、先進自治体の取り組みを参考とし、人材の確保に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、通所介護サービスの時間延長等への補助についてのお尋ねですが、通所介護サービスの運営時間は、各事業所の運営体制や利用者ニーズ等を踏まえながら、事業者が決定いたします。

夜間時間帯の介護に課題がある場合は、訪問介護のほか、宅配などのインフォーマルサービス等の利用も考えられることから、時間延長等に対し補助する考えはございません。

## 海津の考え

区長への質問は、「補助金の活用」について聞いたのですが、「障害福祉事業者へ支援」についての回答にすり替わっています。

区は、「区民ニーズに照らして効果的かつ有効に執行する」と区民に約束している補助金を、必ずしも効果的、有効に活用できてないことが背景にあるのだと思います。

なぜ、保育園等と同様に障害児通所事業の待機児童に使わないかの理由も応えていません。

区民ニーズそのものを理解できてないのだと思います。担当課として求められるニーズ把握力を上げていけるように当事者の方々や関係者から頂いている気づきを届け改善していきます。

## ◆ ヤングケアラー・ひきこもりの所管について

### Q 海津

ヤングケアラーの所管が福祉部になっています。が、子どもを主体に考えるべきであるだけに子ども家庭部が所管でないことに違和感を持ちます。お考えを伺います。

また、子供・若者育成支援推進法の設定からも、包括的に子ども・若者の課題を支援する体制が求め

られる中、ひきこもり支援センターの所管業務、組織のあり方をどのように考えているか。伺います。

## A 区長

まず、ヤングケアラー支援の所管部署についてのお尋ねですが、ヤングケアラー支援においては、子ども本人への支援だけに留まらず、ケア負担が軽減できるよう、家族全体への支援が必要であると考えております。

そのため、区では、福祉部が中心となって、ヤングケアラーに対する相談・支援について、「要保護児童対策地域協議会」を活用し、子ども家庭支援センター等関係機関とも連携しながら、家族全体の支援に取り組んでおります。

また、国の次期介護保険事業計画の基本指針案においても、「家族介護者支援の強化」が示されたところです。

今後、複雑化・複合化した課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を進めることで、各分野の支援機関の連携を一層深め、ヤングケアラーに対する支援を推進してまいります。

次に、ひきこもり支援センターについてのお尋ねですが、区では、相談窓口の明確化と情報の一元化を図るため、ひきこもり支援センターを福祉部に設置し、子ども・若者から中高年層を含めた全年齢に対する、総合的かつ包括的な相談支援体制を構築しております。ひきこもり支援センターでは、特に長期間ひきこもり状態となっている方のご家族からの相談が多く寄せられており、課題が複合的で短期での解決に至らない実態もあることから、ひきこもり当事者とその家族への伴走型支援を継続することが、極めて重要なものと考えております。

引き続き、関係機関等との連携を強化し、ひきこもり状態にある本人やその家族に対し、きめ細かな支援を行ってまいります。

## 海津の考え

ヤングケアラーに対する支援の推進というのは、気持ちを聴き共感して終わりでは意味がありません。ヤングケアラーから「やりたいことを我慢する暮らしから脱すること」が望みだと聴いても、それができるための受け皿、事業整備がされていません。所管の連携が言葉だけで終わっています。

ヤングケアラーが一番多く世話をしているのは「きょうだい」です。特に障害のある子の「きょうだい」です。が、文京区ではそうした問題認識がとても薄いのが正直なところです。改善にむけ力を尽くします。

## 高齢者のみ世帯の実態～社会的孤立化を防ぐには

### Q 海津

介護認定等を受けておらず、公的支援につながない独居高齢者や高齢者のみ世帯が少なくありません。

区の特徴として、子世代は自立すると家賃の高い文京区から離れて遠い地域に住まい、高齢の親だけが持ち家に取り残されているケースがあります。

近くに身寄りもおらず、社会参加の機会も少ない高齢者は、社会的に孤立しており、頼れる隣人もなく、公的支援にも繋がっておらず、様々な公的制度の情報も届いていません。郵送物も理解できない方が少なくありません。

持病や認知症の進行、転倒等の怪我等を契機に、警察による保護や病院への緊急搬送をされてようやく公的支援につながり、そのまま区外の施設へ入所するケース等も見聞きます。

また、特別養護老人ホーム等にも経済的理由等から入れず、在宅で訪問介護/看護を受ける高齢者も

少なからずおり、最期は病院に搬送されて亡くなるケースがほとんどです。  
家族や訪問医療者からは、在宅での看取りが出来ず、忸怩たる思いを抱いているとの声も聞きます。

これらのように、文京区は「住み続けられるまち」ではない実態があります。

現状の居住支援で十分とは言い切れないと考えます。

在宅での看取りをどのように支援するのか、24時間在宅ケアシステムの構築はどのように検討しているのでしょうか。

区長が思い描く、看取り・終末期をお聞かせください。

あわせて、このような実態をどのように受け止め、「住み続けられるまち」にどのように改善するのか。伺います。

## A 区長

在宅での看取りを実現するためには、医療職や介護職等、多職種間の連携強化や協働、先進技術の活用など、多角的な取り組みが必要であると認識しております。

現在、「東京大学高齢社会総合研究機構」の知見を活かしながら、都市型の24時間在宅ケアシステムの構築に向けて、地域の支え手となる様々な主体から意見を伺うほか、区民に向けた啓発等、あるべき姿を地域全体で共有するための具体的な取り組みを始めたところです。

区民の誰もが自分の意思に基づき、自らの選択のもと、地域で支え合いながら、最後まで自分らしく暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの更なる推進に取り組んでまいります。

## 海津の考え

「多職種連携の必要性」や「24時間在宅ケアシステムの構築」と言い続けて数年が経っていますが、この間、区民が実感できるような具体的な成果は見られません。

団塊世代が後期高齢者となる2025年まであとわずかです。

それまでに、実効性のある地域包括ケアシステムにバージョンアップできるのか、ロードマップなどで示し、区民の目に見え、伝わる形で「文京区の仕組み」を示し、成果が実感できてこそ、区民のだれもが「信頼して安心できる」という納得感を伴った「住み続けられるまち」と言えるのではないのでしょうか。ギアを2～3段上げてスピード感を持って本気で取り組まなければ、高齢者の「今」に間に合いません。

## 傍聴可能な審議会・教育委員会定例会等のインターネット中継

### Q 海津

自治基本条例で区民参画を謳うことから審議会等の審議を動画配信し広く区民に知ってもらうことがDX推進の観点からも重要です。

すでに、国や他自治体では、傍聴を可能とする教育委員会定例会や審議会等、インターネット中継を導入し、アーカイブでも動画を見られるようにしているだけに、文京区ができないはずがありません。

文京区DX推進行動指針で「あったらいいな。がそこにある。区民視点での住民サービス構築」を掲げ「まずやってみる、それから改善していく」とする文京区です。

いつから、審議会等のインターネット中継をスタートするのでしょうか。

消極的になる理由があれば教えてください。伺います。

## A 区長

区では、これまでも、政策の立案、実施、評価への区民等の参画や、区民との協働による施策を推進することで、区政をより身近に感じていただけるよう取り組んでまいりました。

その一環として、区報や区ホームページ、SNS等の各種媒体での会議録の公開や情報提供、また、会議の傍聴等により、広く区民に情報が行き渡るよう努めているところであり、議員ご指摘のインターネット中継についても、情報技術の進展による新たな手法として、区民の皆様が情報を得る機会の一つであると捉えております。

インターネット中継等、新たな手法の活用については、区民委員等の理解や環境整備等の課題があると捉えており、他自治体の事例などを参考とし、検討を進めてまいります。

### 海津の考え

区民委員等の理解にどういった課題があるのか。今、やっていない理由を挙げているだけのようにも感じます。他自治体ですでにできていることです。速やかな実施となり、傍聴に出向かなくても審議会等の議論を手軽に「知る」ことができる、区民参画が進むように注視していきます。